

**令和5年度 公益財団法人多摩市文化振興財団
市民団体等活動支援事業公募要項**

1. 目的

公益財団法人多摩市文化振興財団（以下「甲」という。）が、甲の定款第3条（目的）及び第4条（事業）並びに多摩市立複合文化施設（以下「パルテノン多摩」という。）条例第1条（目的及び設置）及び第3条（事業）の趣旨に則り、多摩市内を活動拠点とする市民団体等（以下「乙」という。）が主体的に実施する文化芸術に関する公演、展示等の事業に対し支援を行うことで、多摩市域における文化芸術の振興を図り、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

この要項は、市民団体等活動支援事業の一環として、令和5年度に公募により実施する事業（以下「公募事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

2. 対象事業

公募事業の対象となる事業は、次のすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 多摩市内に活動拠点を持つ市民団体等が行う文化芸術事業であること。
- (2) パルテノン多摩の機能を活用できる規模及び内容を有する、公演・展示会等であること。
- (3) 広く一般市民等が文化芸術に触れる機会を提供できる内容であり、文化の向上に寄与するものであること。
- (4) 乙が、事業を確実に実施するために必要な経験や資金、組織等の能力を有すること。
- (5) その他、甲が定める条件等を満たしていること。

3. 対象とならない事業

- (1) 営利を主たる目的とするもの。
- (2) 政治、思想、宗教、反社会的活動を主たる目的とするもの。
- (3) 特定の会員や団体等のみを対象とするもの。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの。
- (5) その他、対象とすることが不相当と認められるもの。

4. テーマ

令和5年度のテーマは「**パルテノン多摩の元気をさらに加速させる!**」。

令和4年度にリニューアルオープンし、2年目を迎えるパルテノン多摩。今後、さらに飛躍していくために、どんな“元気”を見せていくか。さらに加速させていくためのメッセージや具体的な提案を事業に取り込む。

5. 公募

公募事業は原則公募とし、令和5年度分は、令和3年10月15日～同年11月15日までの間を応募受付期間とし、その間に申請書等を提出する。

なお、甲が必要と認めた場合は、公募によらないことができる。

6. 申請

公募事業を希望する団体は、公募事業承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、甲が指定する期日までに申請しなければならない。

- (1) 公募事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他資料（事業に関する資料、団体に関する資料等）

なお、公募事業への応募は1団体1事業とする。

7. 提出方法と申請受付期間

(1) 提出方法

必要書類を郵送により提出する。

【提出先】 〒206-0034

多摩市鶴牧1- 24- 1 新都市センタービル501号室

パルテノン多摩共同事業体「令和5年度公募事業担当」宛

※FAX不可

(2) 申請受付期間

令和3年10月15日(金)～11月15日(月)。当日消印有効

(3) 注意事項

- ・提出書類等は返却不可
- ・提出後の修正等は原則として不可

8. スケジュール(予定。新型コロナウイルス感染拡大の影響等による変更がされる場合がある。)

期日・期間	内容等
令和3年10月15日～11月15日	申請受付期間
11月下旬	審査
12月上旬	承認候補団体、不承認団体の決定
12月	承認候補団体と協議
令和4年 1月以降	承認団体の決定、及び覚書締結
令和5年度(4月～翌年3月)	事業等の開催
(事業等終了後)	実施報告書等の提出

9. 承認候補者の選定等

甲は、申請書類の確認等を行い、以下の手順により審査等を行う。

- (1) 甲が審査会を開催し承認候補者を選定する。
- (2) 甲は必要に応じて乙へヒアリング、あるいは簡易な質問と確認等を実施する。
- (3) 審査により、不適格となった場合、公募事業不承認通知書(第3号様式)により乙に通知する。

10. 協議事項

公募事業の実施にあたり、甲と候補者となった乙は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 開催期日等に関する事。
- (2) 施設使用料の負担に関する事。
- (3) 入場料、参加料等を徴収する場合、その金額等に関する事。
- (4) その他の収益、助成等に関する事。
- (5) その他、甲乙が必要と認めた事項に関する事。

11. 承認又は不承認の決定

甲は、協議等を経た後、公募事業の可否を決定し、その結果を公募事業承認通知書(第2号様式)又は公募事業不承認通知書(第3号様式)により乙に通知する。

なお、甲は、公募事業の承認決定するにあたって、必要と認める条件を付することができる。

12. 支援の内容

- ・令和5年度内のパルテノン多摩施設の先行予約(実施日等について別途調整を行い決定する。)
- ・その他、協議を行う中で支援内容を決定する。

1 3. 覚書の締結

甲と乙は、公募事業実施に関する覚書（第4号様式）を作成し、誠実にこれを履行しなければならない。

1 4. 事業実施における留意点

- (1) 公募事業実施にあたっては、原則として団体の責任において事業を行うこと。
- (2) 事業実施の際に生じた事故、損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。
- (3) 個人情報等の取扱い等に留意し、その他法令等を遵守すること。
- (4) 事業実施に際し、広報、印刷物等、記録について、必ず「令和5年度（R5）パルテノン多摩公募支援事業」と明記し、当該支援を受けていることを表記すること。

1 5. 承認の取消し

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、公募事業承認取消通知書（第5号様式）により承認を取り消すことができる。

- (1) 承認した事業内容が事実と相違するとき。
- (2) 甲又は広く一般市民等に著しい迷惑を及ぼしたとき。
- (3) この他、甲が特に取消しが必要と認めたとき。

1 6. 実施報告書等の提出

乙は、原則として、事業終了の日の翌日から起算して30日以内に、次の報告書等を甲に提出しなければならない。

- (1) 公募事業実施報告書（第6号様式）
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考となるもの

1 7. 変更申請及び中止

乙は、公募事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに公募事業変更申請書（第7号様式。以下「変更申請書」という。）、及び、必要な添付書類等を甲に提出しなければならない。

また、乙は、公募事業を中止しようとする場合は、速やかに公募事業中止届（第8号様式）を甲に提出しなければならない。

1 8. 変更の承認又は不承認の決定

甲は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を速やかに審査し、公募事業の可否を決定し、その結果を公募事業変更承認通知書（第9号様式）、又は、公募事業変更不承認通知書（第10号様式）により、乙に通知するものとする。

1 9. 損害賠償

公募事業の実施に伴い乙の責任の中で施設等を毀損し、それが乙の過失によるものであるときは、甲は乙に対して求償することができる。

2 0. その他

その他、公募事業の実施に必要な事項は、甲が別に定めるものとする。

第1号様式

年 月 日

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事 様

(申請団体代表者) 団体名

住所

氏名

印

年度 公 募 事 業 承 認 申 請 書

公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業公募要項による公募事業について、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 申請関連書類

- 公募事業計画書
- 事業収支予算書（収入内訳、支出内訳）
- 団体の定款、規約、会則等の写し
- 団体の会員名簿（任意形式可）
- 団体等の活動等が分かるもの（パンフレット、会報、活動DVD等）

年度 公 募 事 業 計 画 書

1. 事業の内容

事業名	
事業の分野	音楽 演劇 舞踊 伝統芸能 美術 その他 ()
応募の動機、及び期待する支援の内容	(応募の動機) (期待する支援の内容)
事業実施希望日時	◆第1希望 ◆第2希望
事業使用希望会場	
事業の概要	(具体的な内容) (公演予定回数)
事業全体のスケジュールと内容	
事業における今年度のテーマの表現内容等	
運営体制	

広報等の計画	
新型コロナウイルス感染予防に関する対策	
予想する成果、効果	
本事業と一般市民等の関係	
子どもや高齢者、障がい者等に配慮できる事項等	
その他 PRポイント	
今後の展望等	

※その他添付書類（審査の参考となる資料等）

これまでの実施状況等が分かる動画記録等

その他（ ）

2. その他（任意。評価に影響しません。参考としてお聞かせ下さい。）

今回の事業以外でパルテノン多摩に貢献できること等	
パルテノン多摩が行う事業等への参画や協力	<p>・参画、協力の意思 → ある ・ ない ・ 分からない</p> <p>（ご意見等）</p>

収支予算書

1. 収入内訳

項目		内容説明、適用	金額(円)
収入			
	合計	総収入(A)	
支出			
	合計	総支出(B)	
差引額(A-B)			

年 月 日

協 議 決 定 事 項

公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項に基づいて協議し決定した事項

(1) 開催期日等に関する事。

(2) 施設使用料の負担に関する事。

(3) 入場料、参加料等に関する事。

(4) その他の収益、助成等に関する事。

(5) その他、甲、乙が必要と認めた事項に関する事。

年 月 日

様

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事

年度公募事業承認通知書

年 月 日付で申請された公募事業申請について、公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、承認します。

記

事業名	
事業名称	年度パルテノン多摩公募支援事業
備考	

事業実施における留意点

- (1) 公募事業実施に関する一切の責任は、団体が負うこと。
- (2) 個人情報の取扱い等に留意し、その他法令等を遵守すること。
- (3) 事業実施に際し、広報、印刷物等、記録について、必ず「令和5年度(R5)パルテノン多摩公募支援事業」と明記し、当該支援を受けていることを表記すること。
- (4) 事業の変更または中止の場合、速やかに財団に届け出ること。
- (5) 公募事業の適正な遂行のため、財団の調査等に対応すること。
- (6) 事業終了後、規定された期日内に事業実施報告書等を財団に提出すること。
- (7) 不明な点や、疑義が生じた場合は、速やかに財団と調整を行うこと。

年 月 日

様

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事

年度 公 募 事 業 不 承 認 通 知 書

年 月 日付で申請された公募事業申請について、公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、下記の理由により不承認とします。

記

事業名	
不承認理由	
備 考	

公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施に関する覚書

公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、公益財団法人多摩市文化振興財団（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、公募事業の実施に関して次のとおり覚書を締結する。

（内容）

第1条 甲と乙とは、次の公募事業を実施する。

（1）公演・展示会等名

（2）公演・展示会等日時 年 月 日 ～ 年 月 日

開催時間 時 分 ～ 時 分

（3）会 場 （ ）

（4）公演・展示会等の内容

ア 出演者・展示者等

イ 上演・展示等の内容

（公募事業）

第2条 乙は、要項の目的、その他要項に定める事項に基づいて公募事業を実施する。

（協議決定事項）

第3条 甲、乙で協議し決定した事項は、協議決定事項書のとおりとする。

（結果報告）

第4条 乙は、要項の規定に基づく公募事業実施報告書（第5号様式）を作成し、原則として、事業終了の日の翌日から起算して30日以内に甲に提出するものとする。

（損害賠償）

第5条 公募事業の実施に伴い、乙の過失により乙が施設を毀損した場合、乙は、甲にその賠償相当額を支払うものとする。

（覚書の解除）

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この覚書を解除することができる。

（1）本覚書の締結及び履行に関し、不正な行為があったとき。

（2）公演・展示会等を実施できる見込みがないとき。

2 前項により本覚書を解除した場合において甲に生じた損害は、乙がその責を負う。

(不可抗力の場合の措置)

第7条 甲又は乙は、天災地変・異常気象・交通機関の事故等又はその他不可抗力により公募事業を実施することができない場合は、本覚書の解除、又は、第1条に規定する公募事業の内容の全部若しくは一部を変更することができる。この場合において、甲及び乙が受けた損害については、各当事者において負担するものとする。

(その他)

第8条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

2 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して生じた疑義については、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 多摩市落合2丁目35番地
公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事

乙

年 月 日

様

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事

年度 公 募 事 業 承 認 取 消 通 知 書

年 月 日付で承認をしました公募事業について、公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、下記の理由により公募事業の承認を取り消します。

記

事 業 名	
取 消 理 由	
備 考	

年 月 日

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事 様

団体名

住 所

代表者

印

年度 公 募 事 業 実 施 報 告 書

公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、下記のとおり事業結果を報告します。

記

事業名	
事業日時 (期間)	<p>開演 年 月 日 () : ~ 終演 年 月 日 () : から</p> <p>年 月 日 () : ~ : まで</p>
事業実施会場	
本事業の実施 日以外のパル テノン多摩で の使用状況	
入場者数	

<p>事業の 実施状況</p> <p>(運営体制、今回のテーマ、市民との関係、子供や障がい者等へ配慮した事項、反省点、課題、その他等含み具体的に記載)</p>	
<p>広報等の状況</p>	
<p>新型コロナウイルス感染予防に関する対策の状況</p>	
<p>事業の 成果、効果</p>	
<p>終了後の今後の展望等</p>	
<p>その他、記載すべき事項等</p>	

※添付書類（必須） 収支決算書 その他書類（広報、チラシ、プログラム等印刷物）

収支決算書

1. 収入内訳

		項目	内容説明、適用	金額(円)
収入				
		合計	総収入(A)	
支出				
		合計	総支出(B)	
		差引額(A-B)		

第7号様式

年 月 日

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事 様

住 所

氏 名

印

年度 公 募 事 業 変 更 申 請 書

公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、承認された公募事業について、下記のとおり変更したく申請します。

記

事 業 名	
-------	--

変更内容

(1) の変更について

変更前	
変更後	
変更理由	

(2) の変更について

変更前	
変更後	
変更理由	

(その他、連絡事項等)

年 月 日

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事 様

住 所

氏 名

印

年度 公 募 事 業 中 止 届

公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、承認された公募事業について、下記のとおり中止したく届け出ます。

記

事業名	
中止の理由	
届け出時点での 実施状況	

(その他、連絡事項等)

年 月 日

様

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事

年度 公 募 事 業 変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付で申請された公募事業変更申請について、公益財団法人公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、下記の条件を付して、承認の通知をします。

記

事業名	
変更事項	
承認の条件	
その他	

年 月 日

様

公益財団法人多摩市文化振興財団
代表理事

年度 公 募 事 業 変 更 不 承 認 通 知 書

年 月 日付で申請された公募事業変更申請について、公益財団法人公益財団法人多摩市文化振興財団市民団体等活動支援事業実施要項の規定に基づき、下記の理由により不承認とします。

記

事業名	
不承認理由	
備考	